



中国から個人情報を越境移転するために締結する「標準契約」について（下）

[\(中国から個人情報を越境移転するために締結する「標準契約」について\(上\)より\)](#)

5. 本弁法の付属書類である「個人情報越境移転標準契約」の内容
6. まとめ

弁護士 小林 幹雄¹

5. 本弁法の付属書類である「個人情報越境移転標準契約」の内容

(1) 構成

前述の通り、個人情報処理者及び国外受領者が締結する標準契約において、締結当事者は契約条項の内容を自由に定めることができず、指定書式(前稿 4.(1))の内容に基づき、個人情報処理者の義務、国外受領者の義務及び個人情報の主体の権利等について合意する必要があります。

指定書式は、全 9 条で構成されます。具体的には、「定義」「個人情報処理者の義務」「国外受領者の義務」「国外受領者の所在国家又は地区の個人情報保護政策及び法規が契約の履行に及ぼす影響」「個人情報の主体の権利」「救済」「契約解除」「違約責任」並びに「その他」の各条項です。指定書式には、付録として、「個人情報越境移転の説明」及び「双方が約定するその他の条項(必要である場合)」の各ひな形が添付されています。

次項以下では、指定書式の内容のうち、特に重要であると思われる点を取り上げます。

¹ 執筆協力: 新山 祐美(弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所パラリーガル)

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

本書に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

©URYU & ITOGA 2023

(2) 標準契約副本の提供

個人情報処理者及び国外受領者は、個人情報の主体が要求した場合、当該主体に対して、標準契約の副本を提供する義務を負います。なお、商業秘密又は秘密のビジネス情報に關係する場合には、個人情報の主体による理解に影響しないという前提の下、当該副本の関連内容に適切な処理を行うことが認められています(指定書式 2 条(九)及び 3 条(三))。

(3) 国外受領者による個人情報の処理方法

国外受領者は、指定書式の付録 1「個人情報越境移転の説明」に規定する約定に基づき、個人情報を処理する必要があります(指定書式 3 条(一))。「個人情報越境移転の説明」には、個人情報の国外提供につき、処理目的、処理方式、越境移転する個人情報の規模、越境移転する個人情報の種類、越境移転するセンシティブ個人情報の種類、国外の第三者に関する情報(国外受領者が中国国外の第三者に対して個人情報を提供する場合)、伝送方式、越境移転後の保存期限、越境移転後の保存地点並びにその他の事項を予め規定する必要があります。

(4) 監督管理機関による監督管理

指定書式では、国外受領者が、標準契約の実施を監督する関連手続において、監督管理機関(中国における省級以上のインターネット情報部門を指します)の監督管理を受けることに同意することが規定されています。これには、監督管理機関の質問に答えること、監督管理機関の検査に協力すること、監督管理機関の措置又は決定に従うこと、必要な行動が実施済みであることの書面証明等を提供すること等が含まれ、かつ、これらに限定されません(指定書式 3 条(十三))。

(5) 個人情報の主体が享受する権利

個人情報の主体は、標準契約の第三者たる受益者として、各種の権利を享受します(指定書式 5 条)。

例えば、個人情報の主体は、関連する法律法規に基づき、その個人情報の処理につき知る権利、決定権を享受するほか、他人がその個人情報を処理することを制限又は拒絶すること、その個人情報の閲覧、複製、更正、補充、削除を要求すること、その個人情報の処理規則の解釈・説明を要求することが可能とされています(指定書式 5 条(一))。

また、既に越境移転した個人情報につき、個人情報の主体が上記各種の権利を行使する場合、個人情報の主体は、個人情報処理者だけでなく国外受領者に対しても直接請求することが可能とされています(当該条項(二))。

個人情報の主体は、個人情報処理者及び国外受領者に対して、個人情報の主体の権利に関する標準契約の各種条項²の履行を主張・要求することも可能とされています(当該条項(五))。

² 対象となる条項は、指定書式 5 条(五)に列挙されており、これには標準契約への違反により個人情報の主体の権利が侵害された場合における、民事上の法律責任(指定書式 8 条(二))も含まれます。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

(6) 国外受領者の連絡担当者

国外受領者は連絡担当者を1名確定して、個人情報の処理に関する質問又は苦情に対する回答の権限を与え、また、個人情報の主体による質問又は苦情を遅滞なく処理する必要があります。

このほか、国外受領者は、連絡担当者の情報を個人情報処理者に告知し、また、簡潔で分かりやすい方式にて、個別の通知またはそのホームページ上の公告を通じて、個人情報の主体に対して当該連絡担当者の情報(連絡担当者の名称及び業務用電話番号又はメールアドレス)を告知する必要があります(指定書式6条(一))。

(7) 標準契約の優先等

標準契約の締結当事者間において締結したその他のいかなる法律文書であっても、その内容が標準契約と抵触する場合、標準契約の条項が優先適用されます。また、標準契約の成立、効力、履行、解釈、当該契約に起因する個人情報処理者・国外受領者間のいかなる紛争についても、中国の関連法律法規が適用されます(指定書式9条(一)(二))。

(8) 留意点

標準契約の締結当事者は、個人情報処理者及び国外受領者です。ただし、上述の通り、個人情報の主体は、関連する法律法規及び標準契約の条項に基づき、各種の権利を享受し、かつ、当該権利を個人情報処理者だけでなく国外受領者に対しても直接行使することができます。

また、国外受領者は、標準契約に基づき、中国の監督管理機関の監督管理を直接受けることとなります。

このように、標準契約の締結は、その締結当事者に対して、一般的な契約とは異なる各種の特別な効果を生じるものです。標準契約の締結当事者となる可能性のある日本企業は、予めこの点に十分留意することが望まれます。

6. まとめ

本弁法は、親会社である日本企業がその中国現地法人から各種個人情報の提供を受ける場合を始めとして、中国からの個人情報の越境移転が生じる多くの状況において適用される可能性が高いものです。関連する企業としては、本弁法の内容を十分理解した上で、今後の実務運用等の動向を注視することが望まれます。

(2023年4月7日作成)

本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。
(<https://uryuitoga.com/form>)

以上

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

©URYU & ITOGA 2023